

周南市緊急通報システム事業及びもやいネットセンター休日夜間対応業務委託 プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、周南市緊急通報システム事業及びもやいネットセンター休日夜間対応業務委託（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる受託候補者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 業務概要

(1) 業務名

周南市緊急通報システム事業及びもやいネットセンター休日夜間対応業務委託

(2) 業務の目的及び業務内容

別添 周南市緊急通報システム事業及びもやいネットセンター休日夜間対応業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(4) 履行場所

周南市内全域(大津島を含む)

(5) 業務に要する費用（提案上限額）

①緊急通報システム事業

月額 金2,728円/台（消費税相当額含む）

予定数量 957台

（ただし、そのうち160台（予定数量）については、利用者負担金を自己負担する者の利用が見込まれるため、上記の月額単価から利用者負担金を除いた金額となる。上記月額と月数（60月）と予定数量を乗じた額の全てが当該事業の委託料ではない。）

【参考】※令和5年9月末現在設置台数 919台

（固定型828台、携帯型91台。うち休止中42台含む）

②もやいネットセンター休日夜間対応業務

年額 金2,035,000円（消費税相当額含む）

※令和4年度実績 約180件/年（軽微な傾聴を除く件数）

なお、提案上限額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意してください。

3 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の提出時点において、令和4・5年度「周南市競争入札等参加資格者名簿（業務委託）」の「(大分類) 1建物等の保守管理の(小分類) 14通信設備保守」又は「(大分類) 99その他の(小分類) 99その他」に登録されていること。かつ、令和6・7年度「周南市競争入札等参加資格者名簿（業務委託）」における同分類について登録審査申請の手続が完了していること。
- (3) 平成30年度以降に、地方公共団体における緊急通報システム事業・休日夜間対応業務又は類似する業務において、受託実績があること。
- (4) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱（平成24年周南市要綱第37号）別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

4 参加手続

(1) 実施要領・仕様書等の確認

① 公告日

令和5年12月1日（金）

② 公告方法

周南市公式ホームページ

③ 関係書類の入手方法

本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、下記の周南市ホームページからダウンロード可能です。また、こども・福祉部地域福祉課でも配布します。なお、本プロポーザルの実施に関する説明会は開催しません。

URL <http://www.city.shunan.lg.jp/>

(2) 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び周南市契約に関する規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出

してください。

① 提出書類

ア 参加表明書（様式2）

イ 会社概要（任意様式。パンフレット等でも可）

ウ 履行実績調書（様式3）

② 提出期限

令和5年12月21日（木） 17時必着

③ 提出場所

〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地

周南市 こども・福祉部

地域福祉課もやいネットセンター担当 宛

④ 提出方法

郵送又は持参とします。（いずれの場合も提出期限内必着）

※電子メール、ファックスでの提出は受け付けません。

※持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く9時から17時までとします。

※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出期限までに提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできません。

⑤ 提出部数

提出書類各1部

⑥ 参加資格審査結果

参加表明書提出者に対し、令和5年12月22日（金）に参加資格審査結果通知書（様式4）を通知します。

5 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

本実施要領、仕様書等に係る質問は、質問票（様式1）によるものとし、電子メールにより提出してください。なお、質問書提出後には、必ず電話により受信確認を行ってください。

(2) 受付期間

令和5年12月1日（金）9時から令和5年12月14日（木）17時必着とします。（ただし、受信確認は、休日を除く9時から17時までとします。）

(3) 提出先メールアドレス及び受信確認先電話番号

地域福祉課 E-mail: fukushi@city.shunan.lg.jp

地域福祉課 電話番号: 0834-22-8404（ダイヤルイン）

(4) 回答方法

令和5年12月18日(月)13時以降に、質問者名をふせて、周南市公式ホームページに掲載します。

6 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。

- ① 企画提案書表紙(様式5)
- ② 企画提案書(任意様式)
- ③ 経営状況(直近3年分の賃借対照表と損益計算書を添付)(任意様式)
- ④ 見積書(様式6)

・緊急通報システム事業については、機器一式当たりの月額単価見積、もやいネットセンター休日夜間対応業務については、年額見積とします。

(2) 提出期間

令和5年12月22日(金)から令和6年1月12日(金)17時必着(受付時間帯は、休日を除く9時から17時までとします)

(3) 提出場所

〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地
周南市 こども・福祉部
地域福祉課もやいネットセンター担当 宛

(4) 提出方法

郵送又は持参とします。(いずれの場合も提出期限内必着)

※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出期限までに提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできません。

(5) 提出部数

提出部数は、正本1部、副本8部とします。

(6) 企画提案書作成上の注意

- ① 本要領及び仕様書の必要事項を満たしてください。
- ② 様式、縦横の向き、ページ数は自由だが、A4サイズとします。A3の折込は可。副本には、企画提案者の企業ロゴやブランド名など、企画提案者が認識できるものを記載しないでください。
- ③ 【別紙1】の「周南市緊急通報システム事業及びもやいネットセンター休日夜間対応業務委託事業者選定評価基準及び配点」の評価事項及び評価基準の項目に沿って作成してください。
- ④ 提案内容は簡潔に概要を記載してください。なお、記載を補完するためのイラスト、イメージ図又は図面等を添付できます。

7 選定方法

(1) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書を提出した事業者を対象に、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）を行います。

企画提案書の提出者が1者の場合でも、当該規格競争は有効に成立し、プレゼン等を実施します。

① 開催予定日

令和6年1月25日（木）（予定） ※正式な日時は別途通知します。

② 開催場所

周南市役所内 会議室 ※正式な場所は別途通知します。

③ 実施要領

ア 事業者の出席者は3人までとします。

イ プレゼン等の順番、時刻は、別途通知します。

ウ プレゼン等の時間は1者30分以内（説明20分以内、質疑10分以内）とします。準備及び撤収の時間は含めません。

エ 当日における追加資料の配布は認めません。

④ 機材について

スクリーンは本市で用意しますが、プロジェクター、パソコンその他必要な物品は参加事業者が用意してください。

⑤ 注意点

プレゼン等において、企画提案者の企業ロゴやブランド名など、企画提案者が認識できるものを記載したり、口頭で説明したりしないようにしてください。

(2) 受託候補者の選定

① 評価会の設置

企画提案書等の評価は、市が設置する「周南市緊急通報システム事業及びもやいネットセンター休日夜間対応業務プロポーザル評価会」が行います。

② 評価方法

業務実績、業務実施体制、企画提案内容、プレゼン等及び見積金額等を評価基準に基づき総合的に評価します。

③ 受託候補者の決定

各評価者の評価点の合計点が最も高い提案を行った事業者を、受託候補者として選定します。なお、同点の場合は、見積書の金額が低い者を受託候補者とします。

④ 最低基準点の設定

評価項目の総配点に評価者の人数を乗じた点数を満点とし、その6割を

最低基準点とします。最低基準点を満たす者がいなかった場合は、受託候補者の選定は行いません。

⑤ 選定結果

選定結果は、契約締結後、周南市公式ホームページで公表します。

【選定結果の公表事項】

ア 特定された受託候補者名、評価点及び選定理由

イ 参加者の名称（50音順）

ウ 参加者の評価点（点数順）

注：イとウの対応関係は、明らかにしません。

なお、参加者が2者以内の場合は、特定された受託候補者の評価点のみ公表します。

また、本プロポーザル参加者全員に「選定結果通知書（様式7）」を電子メール及び文書で送付します。なお、選定結果等についての異議申し立ては受け付けませんので、あらかじめご了承ください。

8 評価基準及び配点

評価基準及び配点は【別紙1】に示すとおりです。

9 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施します。

① 公募型プロポーザル実施公告	令和5年12月 1日（金）
② 実施要領等に関する質疑受付	令和5年12月 1日（金）から 令和5年12月14日（木）17時まで
③ 実施要領等に関する質疑回答	令和5年12月18日（月）
④ 参加表明書の提出期限	令和5年12月21日（木）
⑤ 参加資格審査結果の通知	令和5年12月22日（金）
⑥ 企画提案書等の提出期間	令和5年12月22日（金）から 令和6年 1月12日（金）17時まで
⑦ 企画提案書の選定及びヒアリングの実施	令和6年 1月25日（木）予定
⑧ 選定結果の通知	令和6年 2月 1日（木）予定
⑨ 業務委託契約の締結	令和6年 3月予定
⑩ 選定結果等の公表	契約締結後

10 契約（受託候補者特定後）

(1) 提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となりますが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合があります。

(2) 契約の締結

選定された受託候補者との協議が整い次第、周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第51号）に基づいて契約を締結することとします。なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行います。

1.1 留意事項

(1) 失格事項

参加表明書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とします。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 選定の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積金額が実施要領に示している事業規模（提案上限額）を超える場合
- ⑦ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) その他の留意事項

- ① 企画提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とします。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできません。
- ③ 企画提案書は、1事業者につき1案とし、複数の提案はできません。
- ④ 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しません。
- ⑤ 提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めません。（市からの指示があった場合を除く。）
- ⑥ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とします。
- ⑦ 参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面「辞退届（様式8）」により、こども・福祉部地域福祉課へ届

け出てください。

- ⑧ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、市が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。また、情報公開請求があった場合は、周南市情報公開条例（平成16年周南市条例第36号）に基づき公開することがあります。
- ⑨ 参加表明者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
- ⑩ 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとします。
- ⑪ 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負いません。

1.2 問い合わせ先

所在地 〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地
担当部署 周南市 こども・福祉部 地域福祉課もやいネットセンター担当
電話番号 0834-22-8404
FAX 番号 0834-22-8396
E-mail fukushi@city.shunan.lg.jp